



阿智村 子育て短期支援事業



阿智村教育委員会 こども家庭センター

子育て短期支援事業は、病気、出産、看護、仕事など、家庭での子どもの養育が一時的に困難になった場合や、育児不安・育児疲れなどのリフレッシュをするために、一時的にお子さんを施設においてお預かりし、養育・保護を行う事業です。

事業名	利用条件	期間
短期入所生活 援助事業 (ショートステイ)	次の理由により家庭において児童を養育できないと村長が認めた場合 ア 疾病にかかり、または負傷していること。 イ 妊娠中または、出産後間がないこと。 ウ 同居の親族を看護していること。 エ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 オ 冠婚葬祭、失踪、転勤及び出張。 カ 育児疲れ、特別な配慮を必要とする児童の看病疲れ、育児不安の状態であること。	原則として7日以内
夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	保護者の仕事等の理由により夜間に当該保護者が不在となる家庭の児童で、村長が必要と認めた場合	午後5時から 午後10時

対象児童 村内に居住する18歳未満の児童（ただし、保育等の利用が可能な場合は除く）

利用施設 飯田市の乳児院、児童養護施設または下伊那郡豊丘村の児童養護施設

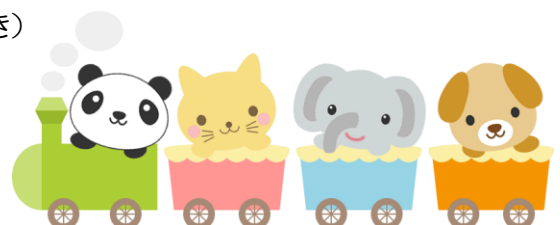
- 風越乳児院 ※3歳未満児のみ (飯田市丸山町 4-7490-1) 電話0265-22-4127
- 風越寮 (飯田市丸山町 4-7537-10) 電話0265-22-1489
- 慈恵園 ※11ヶ月児～ (下伊那郡豊丘村神稲 4461-1) 電話0265-35-4815

利用ができない場合

- (1) 施設の事情（施設の定員超過・病気の感染等）により受け入れが困難な場合
- (2) 対象となる児童が感染症を有し、他の入所者に感染させる恐れがある者
- (3) 疾病等により医療機関へ入院して医療を受ける必要のある者
- (4) 障がい等により他の社会福祉施設を利用することが適当である者

持ち物

- (1) 申請時 印鑑、1月2日以降に転入された方は、前住所地の市町村住民税課税証明書
- (2) 入所時 保険証(またはコピー)、着替え、幼稚園や保育所、学校生活に必要なもの
(3歳未満児はエプロン、おむつ、おしり拭き)






阿智村



子育て支援事業保護者負担金一覧表

区 分			1時間当たりの 保護者負担金	
短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	生活保護世帯 村民税非課税世帯のうち母子・父子・養育者世帯	午前6時から 午後5時まで	全年齢児	0円
		午後10時から 翌朝6時まで	全年齢児	0円
	上記世帯を除く市町村民税非課税世帯 村民税課税世帯のうち母子・父子・養育者世帯	午前6時から 午後5時まで	2歳未満児	150円
			2歳以上児	100円
		午後10時から 翌朝6時まで	2歳未満児	200円
			2歳以上児	150円
	上記以外の世帯	午前6時から 午後5時まで	2歳未満児	300円
			2歳以上児	200円
		午後10時から 翌朝6時まで	2歳未満児	400円
			2歳以上児	300円
夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	生活保護世帯 村民税非課税世帯のうち母子・父子・養育者世帯	午後5時から 午後10時まで	全年齢児	0円
		上記世帯を除く市町村民税非課税世帯 村民税課税世帯のうち母子・父子・養育者世帯	午後5時から 午後10時まで	2歳未満児
	2歳以上児		100円	
	上記以外の世帯	午後5時から 午後10時まで	2歳未満児	300円
		2歳以上児	200円	
	食 事			1 食

 子育て支援事業について更に詳しく知りたい方は、下記までお気軽にお問い合わせください。



・・・お問い合わせ先・・・

阿智村駒場483（保健センター1階）こども家庭センター
電話 0265-45-1232 FAX 0265-45-2126
メール kosodate@vill.achi.lg.jp

